

# 地下水の採取等に関する指導要綱手続き フローチャート（変更・廃止・休止・再開・承継）

現在設置している揚水機  
の吐出口断面積  
14 cm<sup>2</sup>を超えているか

NO

届出対象外

※ただし、新たな揚水設備の設置や揚水機の変更により、**揚水機の吐出口断面積の合計が14 cm<sup>2</sup>を超える場合は新要綱の対象となり、届出が必要です。**

YES

届出対象

所有者変更等

- ・揚水設備所有者（地下水採水者）が変更した場合
- ・管理責任者が変更した場合

必要書類

- ①揚水設備変更届出書【様式第4号】

設備変更等

- ・揚水機の交換・変更した場合
- ・ストレーナー位置を変更した場合
- ・地下水採取量を増加した場合

必要書類

- ①揚水設備変更届出書【様式第4号】
- ②揚水設備仕様書【様式第2号】
- ③揚水設備計画書【様式第3号】
- ④変更した内容が分かる書類

※設備変更の場合は、工事完了後30日以内に報告が必要です。

廃止

- ・揚水設備を撤去・埋めた場合
- ・揚水機の変更・廃止により吐出口断面積が14 cm<sup>2</sup>以下となる場合
- ・設置工事の取り止めた場合

必要書類

- ①揚水設備廃止届出書【様式第6号】
- ②案内図
- ③工事写真

休止・再開

- ・揚水設備による地下水採取を1年以上休止する場合
- ・休止した揚水設備を再開する場合

必要書類

- ①揚水設備休止・再開届出書【様式第6号】

承継

- ・届出をした揚水設備所有者（地下水採水者）から揚水設備を譲り受けた場合

必要書類

- ①揚水設備地位承継届出書【様式第7号】